

所 得 の 計 算 方 法

認定月額を計算します。（別表18「認定月額計算シート」を使用してください。）

$$\left(\text{世帯の年間の所得金額} - \text{控除額の合計} \right) \div 12(\text{ヶ月}) = \text{認定月額}$$

認定年額

★ 計算の対象となる収入

- 給与収入等（賞与、残業、その他の手当を含む）。パート、アルバイトの収入はこれにあたります。
 - 国民年金、厚生年金、恩給等。
 - 日雇い等の収入。
 - 事業等による収入。生命保険等の外交員報酬等はこれにあたります。
 - その他、利子や配当など継続的な収入で課税対象となる収入。
- ※ 計算の対象となる収入の種類が2つ以上ある方は、各々の年間の所得金額を計算した後で合算し、個人の年間の所得金額とします。たとえば、給与と年金の両方の収入がある方は、給与の年間の所得金額と年金の年間の所得金額の合計が年間の所得金額となります。
(所得税法上の年間所得金額とは異なります。)

計
所
算
得
方
法
の

★ 計算の対象とならない収入

- 遺族が受給している恩給及び年金。障害年金。老齢福祉年金。
- 退職一時金、雇用保険金、労災保険金、休業補償金、傷病手当等。
- 児童扶養手当、特別児童扶養手当、児童手当。
- 生活保護の扶助費。
- 仕送り、養育費等。
- 特別定額給付金、子育て世代への臨時特別給付金等。

※ 注意事項

- 満年齢などはすべて申込日を基準日とします。
- 休業・休職等により無収入の期間がある方は、最近一年間に得た収入を年収とし、16~17ページの例にならって計算します。
- 1人で二種類以上の収入を得ているとき（例：給与収入と年金収入）は、さきに各々の年間の所得金額を算出し、合算します。
- 1人で同じ種類の収入を2ヵ所以上から得ているとき（例：昼と夜2つの勤めをし、各々から給与を得ている）は、まず収入を合計してから所得金額を算出します。
- 指定した期日までに退職予定の方は、収入がないものとして計算します。（入居手続き日に退職の事実を証明する書類を提出しないと失格となり、入居許可が取り消されます。）
- 給与収入と年金収入の両方がある場合は租税特別措置が適用されます。

次の例で次ページから所得を計算していきます。

北九州 A夫 申込者本人。会社員。満49歳。

北九州 B子 妻。専業主婦。満45歳。

八幡 C子 長女。事業専従者。満25歳。同居を希望。

八幡 D夫 長女の夫。事業主。満30歳。同居を希望。

小倉 E子 妻の母。老齢年金受給中。満65歳。夫と死別。同居を希望。

北九州 F夫 長男。満21歳。同居を希望。

◆ 給与収入の場合（以下の3種類があります。）

その 1

◎ 前年1月1日以前より、ひきつづき現在の勤務をされている場合。

前年分給与所得の源泉徴収票

市県民税所得額（課税・非課税）証明書

※この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

上記のとおり相違ないこと
令和〇年六月〇日

年賀状

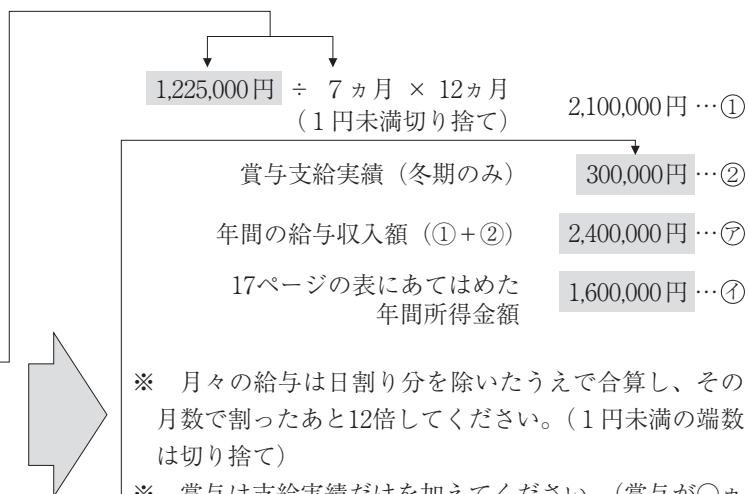
年間所得全額

1600 000 円 … ①

その2

◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、すでに日割りでない給与を受給している場合。

給 與 証 明 書 (市営住宅申し込み用)											
住所 ○○○○○○○○○○					氏名 北九州 A 夫						
1. 雇用開始年月日 令和△年 6月 / 日 採用											
2. 月例給与支給実績 ※記載して下さいのは、最近の支給額からさかのばって1年前の税込み支給額を記入してください。 ※記載して下さいのは、最近の支給額からさかのばって1年前の税込み支給額を記入してください。 ※月の平均計算額の中に入としたものに関しては、日報等となったときは月額総額の欄に印をつけて下さい。											
支 給 月		支 給 額 (通常賞与無)		日割給与		支 給 月		支 給 額 (通常賞与有)		日割給与	
令和〇年1月		193,000円		□日割		令和△年7月		172,000円		□日割	
令和〇年2月		円		□日割		令和△年8月		172,000円		□日割	
令和△年3月		円		□日割		令和△年9月		172,000円		□日割	
令和△年4月		円		□日割		令和△年10月		172,000円		□日割	
令和△年5月		円		□日割		令和△年11月		172,000円		□日割	
令和△年6月		100,000円		□日割		令和△年12月		172,000円		□日割	
合計		1,325,000円				日割給与を合計		1,225,000円		9ヶ月分	
3. 月例給与の計算期間および支給日 ※記載するものに印をつけ、日々の支給額を算出して下さい。											
□毎月 1日から毎月末迄、当月 日払い					□前月16日から当月15日迄、当月25日支払い						
□毎月 1日から毎月末迄、当月 日払い					□その他の						
4. 賞与支給実績											
支給時期		支 給 月		支 給 額		支給時期		支 給 月		支 給 額	
夏季		令賃月 月 日		0円		その他		令和 年 月 日		円	
冬季		令和 年 月 日		300,000円		合		計		300,000円	
5. 扶養状況等 ※扶養する人数に印をつけ、人數を記入して下さい。											
同一階級 配偶扶養の数 (配偶者を含む) 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
扶養親族の数 (配偶者を除く) 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
障害者の数 (本人を含む) 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
夫または妻 の有無 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
本人 放課後 の有無 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
本 人 放 擅 権 の有無 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
幕 帷 ひとり 裁 の有無 有無 特昇 昇進 異動 その他 △△商事 代表者氏名 川口男											
上記のとおり相違ないことを証明いたします。なお上記の記載事項は、税務署等 へ申告する「源泉徴収票」と同一の内容です。											
令和〇年2月1日 事業所所在地 事業所名 △△商事 代表者氏名 川口男										電話	



※ 月々の給与は日割り分を除いたうえで合算し、その月数で割ったあと12倍してください。(1円未満の端数は切り捨て)

※ 賞与は支給実績だけを加えてください。(賞与が○ヵ月分という定めがあっても、まだ実際に支給されていない場合は算入しません。)

その3

- ◎ 前年の途中またはそれ以降から、ひきつづき現在の勤務をされていて、まだ日割りでない満額の給与を受給していない場合。

$$\rightarrow 200,000\text{円} \times 12\text{ヶ月} = 2,400,000\text{円} \cdots \textcircled{A}$$

2,400,000円 …⑦

てはめた
所得金額 1,600,000円 …①
(1円未満切り捨て)

※ 時給の場合

$$\text{年間の給与収入} = \text{時給} \times 1\text{日の実働時間} \\ \times 1\text{カ月の就労日数} \times 12$$

※ 日給の場合

年間の給与収入 = 日給 × 1カ月の就労日数 × 12

※ 月給の場合は残業手当や歩合給部分などを除いた、定額で支払われる額だけを12倍してください。

— 年間の給与収入金額から年間の所得金額を計算する方法 —

『お知らせ』令和7年度税制改正で「給与所得控除」に関する見直しが行われました。

(令和6年分の給与所得控除:55万円、令和7年分の給与所得控除:65万円)

令和7年分以後の所得について適用されます。

※ (令和7年分) 給与収入の方は、下の表で年間の所得金額を計算して下さい。

※ 給与収入の方が2人以上いる場合は、各々で算出した年間の所得金額を合算してください。

※ 給与収入の方が2人以上いる場合は、各自で算出した合算の所得金額。
※ 事業収入や年金収入など、給与収入以外の収入はこの表を伸ばす。

年間の給与収入金額 **2 400 000円** …左の給与収入の⑦を記入します。

年間の給与収入金額	年間の所得金額の計算
0円 から 650,999円 まで	年間の所得金額 = 0円
651,000円 から 1,899,999円 まで	年間の給与収入金額 - 650,000円 = 年間の所得金額
1,900,000円 から 3,599,999円 まで	<p>端数処理</p> <p>年間の給与収入金額を4,000で割り、1円未満の端数を切り捨てます。出た答えに再度4,000をかけ戻し、出た額を右の(ア)に当てはめてください。</p>
3,600,000円 から 6,599,999円 まで	(ア) × 0.7 - 80,000円 = 年間の所得金額
6,600,000円 から 8,499,999円 まで	(ア) × 0.8 - 440,000円 = 年間の所得金額
	年間の給与収入金額 × 0.9 - 1,100,000円 = 年間の所得金額

年間の所得金額
1,600,000円

…計算の結果(1)となります。

◇ 事業等による収入の場合

その1

- ◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき現在の事業をされている場合。
- ※ ここでいう事業等には生命保険の外交員などの方も含まれます。
- ※ 専従者給与を受けている方は給与として計算します。17ページの方法で計算して下さい。

○ 事業専従者に関する事項

事業専従者の氏名	個人番号	続柄	生年月日	従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額
八幡C子	□□□□□□□□□□	妻	明・大 昭・平 .	12月	円
	□□□□□□□□□□		明・大 昭・平 .		

※妻が専従者給与を受けているので17ページの方法で計算する。

妻の年間収入金額

1,000,000円 …① ←

妻の年間の所得金額 1,000,000円 - 650,000円

350,000円 …②

本人の年間収入金額

2,000,000円 …③ ←

本人の年間の所得金額

1,000,000円 …④ ←

(例) 八幡D夫の場合
専従者給与(控除)額の合計額

1,000,000円 ⑤

(単位は円)

事業	営業等	20000000	⑥
農業			
不動産			
利子			
配当			
給与			
雜	公的年金等		
そ	その他		
総合譲渡	短期		
長	中期		
一	時		
事業	営業等 ①	10000000	⑦
農業	②		
不動産	③		
利子	④		
配当	⑤		
給与区分	⑥		
雜	⑦		
総合譲渡・一時	⑧		
(⑦+[(③+④)×1/2])			
合計	⑨	10000000	⑩

(例) 北九州F夫の場合
専従者給与(控除)額の合計額

(単位は円)

事業	営業等	19000000	⑪
農業			
不動産			
利子			
配当			
給与			
雜	公的年金等		
そ	その他		
総合譲渡	短期		
長	中期		
一	時		
事業	営業等 ①		
農業	②		
不動産	③		
利子	④		
配当	⑤		
給与区分	⑥	12500000	⑫
雜	⑦		
総合譲渡・一時	⑧		
(⑦+[(③+④)×1/2])			
合計	⑨	12500000	⑬

◇ 日雇い等の収入の場合

その1

- ◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき勤務先、勤務日とも不特定な日雇いをされている場合。
- ※ 日雇いによる収入でも勤務先が同じ方は給与収入の場合と同じ計算方法(16~17ページ)を用います。
- 前年分の確定申告書(控)をご用意ください。

年間収入金額

900,000円 …⑪ ←

年間の所得金額

250,000円 …⑫ ←

その2

- ◎ 前年の途中以降から日雇いをはじめた方、または、確定申告が未申告の場合は、巻末に綴じ込んでいる「収支明細書」(別表3)を使用してください。

◆ 年金の収入の場合

その 1

- ◎ 前年1月1日以前から、ひきつづき同じ年金を受給されている場合。

(例) 小倉E子65歳の場合

※ 遺族年金、障害年金等は収入としては算定しません。

前年分公的年金の源泉徴収票

1. 前年分公的年金の源泉徴収票をご用意ください。
 2. 公的年金の源泉徴収票のなかの支給金額が年間の年金収入金額になります。年間の収入金額を下ページの表にあてはめ年間の所得金額を計算してください。

※ 年金は、満65歳以上の方と65歳未満の方とでは計算方法が違います。ご注意ください。

その2

- ◎ 前年の途中またはそれ以降から年金を受給された方は、「年金証書」を用い、上記と同じ方法で計算します。

年間の年金収入金額

1,400,000円…ヶ

1,400,000円 - 1,100,000円

(1円未満切り捨て)

※この例では65歳以上で計算しています。

— 年間の年金収入金額から年間の所得金額を計算する方法 —

- ※ 年金収入の方は、下の表で年間の所得金額を計算してください。(ただし、遺族年金および障害年金等は収入として算定しません。)
 - ※ 満65歳以上の方と65歳未満の方では計算の方法が違います。ご注意ください。
 - ※ 計算結果の1円未満の端数は切り捨ててください。
 - ※ 年金収入の方が2人以上いる場合は、各々で算出した年間の所得金額を合算してください。
 - ※ 給与収入や事業収入など、年金収入以外の収入はこの表を使えません。

年間の年金収入金額 **1,400,000円** …上の□を記入します。

年間の年金収入金額		年間の所得金額
65歳未満	0円から 600,000円まで	年間の所得金額 = 0
	600,001円から 1,299,999円まで	年間の年金収入金額 - 600,000円 = 年間の所得金額
	1,300,000円から 4,099,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間の所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間の所得金額
	7,700,000円から 9,999,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間の所得金額
65歳以上	0円から 1,100,000円まで	年間の所得金額 = 0
	1,100,001円から 3,299,999円まで	年間の年金収入金額 - 1,100,000円 = 年間の所得金額
	3,300,000円から 4,099,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.75 - 275,000円 = 年間の所得金額
	4,100,000円から 7,699,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.85 - 685,000円 = 年間の所得金額
	7,700,000円から 9,999,999円まで	年間の年金収入金額 × 0.95 - 1,455,000円 = 年間の所得金額

年間の所得金額
300,000円 … 計算の結果○となります。

認定月額計算シート（試算用紙）

◎ 認定月額計算シートを使って、16~19ページで計算したそれぞれの所得の合算から認定月額を計算します。

1. 年間の所得金額

氏名	収入の種類	年間収入金額	年間の所得金額
北九州 A夫	給与	⑦ 2,400,000 円	① 1,600,000 円
北九州 B子		0 円	0 円
八幡 D夫	事業	⑨ 2,000,000 円	⑤ 1,000,000 円
八幡 C子	専従者給与	⑩ 1,000,000 円	⑥ 350,000 円
北九州 F夫	日雇い	⑧ 900,000 円	④ 250,000 円
小倉 E子	年金	⑪ 1,400,000 円	③ 300,000 円
世帯の年間の所得金額（合計）			3,500,000 円

2. 控除額

控除の種類	内 容 ※詳細はP21を参照	控除額	控除額計
同居親族控除	申込者を除く同居しようとする親族（婚約者、内縁関係、パートナーシップ宣誓書受領証の受領者を含む）	380,000 円 × 5 人	⑫ 1,900,000 円
別居親族控除	入居はしないが入居者の扶養を受けている人	380,000 円 × 人	0,000 円
特定扶養控除	扶養親族の中で満16歳以上23歳未満の人がある場合	250,000 円 × 人	0,000 円
老人控除対象配偶者控除	扶養する配偶者が満70歳以上である場合	100,000 円 × 人	0,000 円
老人扶養控除	扶養親族の中で満70歳以上の人がある場合	100,000 円 × 人	0,000 円
ひとり親控除	所得のある人がひとり親である場合	350,000 円 × 人 (所得額が35万円以下の場合はその額)	円
寡婦控除	所得のある人が寡婦である場合	270,000 円 × 人 (所得額が27万円以下の場合はその額)	円
特別障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で重度の障害者がある場合	400,000 円 × 人	0,000 円
障害者控除	申込者を含む入居者または扶養親族で特別障害者にはあたらない障害者がある場合	270,000 円 × 人	0,000 円
特例控除	申込者を含む入居者で過去一年間ににおいて給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者がある場合	100,000 円 × 4 人 (所得額が10万円以下の場合はその額)	⑬ 400,000 円
世帯の控除額（合計）			⑭ 2,300,000 円

3. 認定月額

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{世帯の年間の所得金額}} \\ \boxed{3,500,000 \text{ 円}} \end{array} - \begin{array}{r} \boxed{\text{世帯の控除額（合計)}} \\ \boxed{2,300,000 \text{ 円}} \end{array} = \begin{array}{r} \boxed{\text{認定年額}} \\ \boxed{1,200,000 \text{ 円}} \end{array}$$

$$\begin{array}{r} \boxed{\text{認定年額}} \\ \boxed{1,200,000 \text{ 円}} \end{array} \div \begin{array}{r} 12 \text{ (ヶ月)} \end{array} = \begin{array}{r} \boxed{\text{認定月額}} \\ \boxed{100,000 \text{ 円}} \end{array}$$

(1円未満の端数切り捨て)

* 従ってこの例の世帯の収入階層は22ページの収入階層表からAランクとなります。